

政府と市民セクター等との公契約等のあり方等に関する専門調査会 運営要領

政府と市民セクター等との公契約等のあり方等に関する専門調査会（以下「専門調査会」という。）の運営については、「「新しい公共」推進会議の開催について」（平成22年10月22日内閣総理大臣決定）に定めるもののほか、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 構成員

- (1) 専門調査会は、別紙に掲げる委員より構成する。
- (2) 専門調査会の座長は、「新しい公共」推進会議座長が指名する。
- (3) 専門調査会座長は、必要に応じ、外部有識者その他関係者の出席を求めることができる。

2. ワーキング・グループ

専門調査会座長は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、「新しい公共」推進会議座長と協議の上、ワーキング・グループを開催することができる。

- (1) ワーキング・グループの構成員は、専門調査会座長が指名する。
- (2) ワーキング・グループの主査は、専門調査会座長が指名する。
- (3) ワーキング・グループの主査は、必要に応じ、外部有識者その他関係者の出席を求めることができる。

3. 会議の公開

- (1) 専門調査会における配布資料は、原則として、内閣府ホームページにおいて公表する。
- (2) 専門調査会は、原則として、インターネットを利用して録画配信を行うことにより公開する。
- (3) 公開された会議の議事録については、後日、内閣府ホームページにおいて公表する。

4. その他

前各項に掲げるもののほか、専門調査会の運営に関する事項その他必要な事項は、専門調査会座長が定める。

(別 紙)

政府と市民セクター等との公契約等のあり方等に関する専門調査会
構成員

市原 兼久	愛知県県民生活部社会活動推進課主幹
稲継 裕昭	早稲田大学大学院公共経営研究科教授
井上 英之	慶應義塾大学大学院メディア・政策科特別招聘准教授、 ソーシャル・ベンチャー・パートナーズ東京 代表
岩永 幸三	佐賀県監査委員事務局副監査監
駒崎 弘樹	特定非営利活動法人フローレンス代表理事
塚本 一郎	明治大学経営学部公共経営学科教授
濱口 博史	弁護士
松原 明	特定非営利活動法人シーズ・市民活動を支える制度をつ くる会副代表理事
横石 知二	株式会社いんどり代表取締役社長
吉田 純夫	市民討議会推進ネットワーク代表、NPO 法人みたか市民協 働ネットワーク理事